

海外証券先物取引規定

第1条（規定の主旨）

1. この規定はお客様がカブドットコム証券株式会社（以下、「当社」と言います。）に設定申込された証券口座で行われるインターネットを利用した取引及びそれに付随する業務の取扱の内、特に海外証券先物取引に関する取り決めです。
2. お客様は、海外証券先物・取引を利用するにあたって、この規定によるほか、関係法令・諸規則・当社各規定および海外証券先物取引口座設定約諾書の各条項を遵守するものとします。

第2条（海外証券先物取引口座開設）

1. お客様は、当社が定める以下の口座開設基準を満たした場合に海外証券先物取引口座の申込を行うことができます。
 - (1)すでに当社に証券口座を開設していること
 - (2)すでに当社の先物・オプション口座を開設している、または海外証券先物取引口座申し込みと同時に先物・オプション取引口座（国内）を申込み頂くこと
 - (3)インターネットを利用できる環境にあること
 - (4)お申込の段階で十分な金融資産があること
 - (5)お客さま基本情報のご投資目的（方針）が収益性重視または安定性・収益性重視であること
 - (6)電子メールアドレスをお持ちであること
 - (7)常時連絡が取れる連絡先が登録されていること
 - (8)株式現物取引または株式信用取引のご経験が1年以上、あるいは先物・オプション・外国為替証拠金取引のご経験があり、海外証券先物取引に関する知識があること
 - (9)海外証券先物取引の口座開設等に必要な書類等の内容を理解し、すべて差し入れること
2. 当社が前項の要件及び当社が定める基準により海外証券先物取引口座開設の可否を審査し、お客様が海外証券先物取引の制度・リスクを理解し、本規定、海外証券先物取引の契約締結前交付書面、海外証券先物取引の口座設定約諾書の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は海外証券先物取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、海外証券先物取引口座開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。
3. 法人のお客様は前第1項4号、5号の要件は適用せず、4号については「当社預かり資産1,000万円以上あること」を要件とします。
4. 勤務先が金融機関の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。
5. 登録の連絡先（電話番号等）が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録

されるまで取引を制限させていただくものとします。

6. お客様基本情報の登録内容により、前第1項4号の開設基準が変動する場合があります。
7. 前第1項5号について海外証券先物取引口座開設後に安定重視もしくは利回り重視への変更が行われた場合は、安定性・収益性重視へ修正させていただく場合があります。
8. 年齢が70歳以上またはご登録の職業が「パート・アルバイト」「主婦」「学生」の場合、お預かり資産等の状況を含め審査するものとします。なお、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。

第3条(口座の種類)

当社は、本取引の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、お客様の取引口座をスペキュレーション勘定として管理するものとします。

第4条(取引の種類)

お客様が取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第5条(海外証券先物取引ルール)

お客様は当社が定める海外証券先物取引ルールに基づき海外証券先物取引を行えるものとします。

第6条(取引手数料)

海外証券先物取引手数料は、当社が定めるものとします。

第7条(建玉数制限)

1. お客様が保有することができる本取引の発注上限数量および建玉上限数量は、当社が別に定めるものとします。
2. 建玉数制限は、当社所定の手続により上限金額を変更することができるものとします。

第8条(利用時間)

1. 本取引のサービス利用時間は、当社が別に定めるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害(以下、「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第9条(注文方法)

当社は、海外証券先物取引にかかる注文等は、インターネットのみでお受けするものとします。

第10条（証拠金）

1. 金融商品取引所が定める証拠金所要額を基に証拠金の算出を行うものとします。
2. お客様が差し入れた証拠金は当社が当社の資産と分別して管理します。

第11条（証拠金の入出金および振替）

1. 海外証券先物取引に必要な証拠金は、入金後、お客様の指示により先物・オプション取引口座へ振替を行うものとします。海外証券先物取引口座にて注文および約定があった場合、必要額を先物・オプション取引口座から海外証券先物取引へ自動的に振り替えを行います。
2. 証拠金の出金は、お客様の指示により先物・オプション取引口座から証券取引口座へ振替を行った後に、証券取引口座から出金を行うものとします。
3. 証拠金の出金可能額は、当社が定める範囲内とします。

第12条（必要証拠金等）

1. 海外証券先物取引の必要証拠金の額は、当社が別途定めるものとします。
2. 海外証券先物取引の注文を行うにあたっては、必要証拠金として当社が別途定める証金額以上の額を注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
3. 前第2項の証拠金は原則として金銭により差入れるものとします。しかし、当社が指定する有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。
4. 代用有価証券の証拠金への換算については、当社が定めるものとします。

第13条（追加証拠金の差し入れ）

1. 毎営業日の取引終了（通常、米国中部時間の15:15（日本時間6:15標準時/5:15夏時間時））後に、お客様の全建玉および証拠金を値洗いし、その結果生じた評価損益は、当社の定めるところによりお客様の証拠金に加減算します。
2. 値洗いの結果、お客様の証拠金の額が、維持証拠金として当社が別途定める証拠金の額を下回った場合は、その差額以上の「必要証拠金」を差し入れるものとします。
3. 追加証拠金の差し入れは、必要証拠金発生日の翌営業日19:00（前項1.の値洗い日当日の日本時間19:00）（その日が国内休業日にあたる場合は、その後の直近の営業日）までに行うものとします。なお、追加証拠金の差し入れは第11条第1項の方法によるものとし、証券取引口座に入金されている場合であっても、先物・オプション取引口座へご自身で振替が行われていない場合にあっては、追加証拠金の差し入れはないものと判断します。
4. 当社の定める期日までにお客様からの必要証拠金額以上の差し入れを確認できない場合、当社は、お客様に何ら通知することなく、全建玉を当社の任意でお客様の計算により処分することができるものとします。
5. 前項の決済の結果、決済代金に不足額が生じた場合、お客様は、当社に対して直ちに残

債務の弁済を行うとともに、当社は、お客様の証券取引口座および先物・オプション取引口座から振替を行い、適宜残債務の弁済に充当することができるものとします。

第14条(SQ清算)

本取引の建玉をお客様が最終売買日までに反対売買を行わなかった場合、取引最終日の翌営業日に取引所が発表するSQ値(特別清算数値)で清算を行います。

第15条(決済指示)

1. お客様が海外証券先物取引の建玉を保有したまま海外に居住されていることが判明した場合には、海外証券先物取引の期日を当社が定める期日に変更できるものとします。
2. 前第1項により期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客様は当社の指定する日までに反対売買を行うものとします。
3. 上記全項に関わらず、お客様が所定の期日までに反対売買を行わなかった場合は、当社は弁済期日当日又は当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉の反対売買が行えるものとします。
4. 前第3項の反対売買を行った結果、損失が発生した場合には、お客様は当社に対して速やかにその額に相当する金銭を差し入れるものとします。
5. お客様が死亡された場合、または取引の継続が困難であると当社が認めた場合、お客様は海外証券先物取引に係る債務について期限の利益を失い、当社はおお客様の口座においてお客様の計算ですべての海外証券先物取引の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。
6. お客様が前第4項の金銭を差し入れない場合、又は前第5項の結果により債務が発生した場合、当社はおお客様保有の有価証券等をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

第16条(書面の電磁的交付)

本取引に係る以下の書面の交付は、電磁的方法によって行うこととします。ただし、当社が必要と認める場合は、これを除きます。

- (1) 契約締結時交付書面(取引報告書、決済報告書)
- (2) 取引残高報告書

第17条(執行取引所等による約定取消・価格訂正について)

1. 執行取引所等が、当該執行取引所等の定めるところにより、お客様が当社に委託し成立した売買の取消を行ったときは、当該売買にかかるお客様の当社に対する権利および義務は、初めから発生しなかったものとして取り扱います。
2. 執行取引所等が、当該執行取引所等の定めるところにより、お客様が当社に委託し成立した売買の約定価格の訂正を行ったときは、当社はおお客様の約定価格を訂正し、お客様もこれに異議を述べないものとします。

3. 当社は、前2条により生じるお客様の損害について、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第18条（本取引の注文発注形態について）

1. 当社はお客様が当社に委託した注文を執行取引所の清算会員である外国金融商品取引業者に取次ぐものとします。
2. 当社は、前項により注文を取次いだ先の外国金融商品取引業者が市場への発注または注文の状況の連絡を遅延した場合および市場への発注を行わなかった場合に生じたお客様の損害については、その責めを負わないものとします。

第19条（租税公課）

お客様は、海外証券先物取引にかかる租税公課を、お客様自身の負担により支払うものとします。

第20条（預託金銭の利息）

当社は、海外証券先物取引に関しお客様が当社に差し入れた証拠金、売買差損金その他海外証券先物取引に関する金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしないものとします。

第21条（債務不履行）

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は当社の定める率による遅延損害金を申し受けることができます。

第22条（申込事項の変更）

お客様は、口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続により遅滞なく当社に届けるものとします。

第23条（規定の変更等）

1. この規定は、法令・諸規則等の変更又は監督官庁の指示・命令、若しくはその他必要が生じたときは、適宜変更等するものとします。
2. 前項に基づき、この規定を変更等した場合は、当社所定の方法（ホームページ等）にてお客様に当該規定の全文、若しくは変更箇所の通知・掲載等を行わせて戴きます。当該変更等の通知等の後、当社とお客様の当該取引が生じた時点をもって、当該規定の変更等にご同意戴いたものとして取扱わせて頂きます。また、異議等がある場合は、一定期間内に当社へ申し出を行うものとし、当社への申し出がない場合、規定等の変更を了承したものと取り扱います。

第24条(免責条項)

1. お客様が当社の定める海外証券先物取引口座の各取引ルール、海外証券先物取引口座設定約諾書各条項またはその他関連する規定を遵守されなかった場合、当社の任意で行う建玉の処分、取引注文の取消その他一切の行為によりお客様の取引口座に発生した損失について、当社はその責めを負いません。
2. 当社、執行取引所、外国金融商品取引業者および当サービスに係る一切の通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害(以下、「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することより生じた損害および損失について当社はその責めを負いません。

第25条(権利義務の譲渡)

お客様は本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡できないものとします。

第26条(準拠法)

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

以上

(平成24年 8月) 改訂